

## 令和4年度静岡市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度静岡市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,521,184千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369,077,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の追加及び変更は、「第3表 市債補正」による。

令和4年10月12日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 地方交付税		24,860,625	940,000	25,800,625
	1 地方交付税	24,860,625	940,000	25,800,625
17 国庫支出金		77,055,815	2,296,601	79,352,416
	1 国庫負担金	51,860,173	1,071,601	52,931,774
	2 国庫補助金	24,965,238	1,225,000	26,190,238
18 県支出金		19,997,591	268,300	20,265,891
	1 県負担金	13,365,370	167,200	13,532,570
	2 県補助金	5,055,211	101,100	5,156,311
21 繰入金		6,314,430	1,279,383	7,593,813
	1 基金繰入金	6,308,630	1,279,383	7,588,013
24 市債		37,601,700	5,736,900	43,338,600
	1 市債	37,601,700	5,736,900	43,338,600
歳入合計		358,556,169	10,521,184	369,077,353

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		121,688,675	277,200	121,965,875
	4 災害救助費	3,900	277,200	281,100
4 衛生費		46,488,226	2,674,384	49,162,610
	5 清掃費	12,329,275	2,350,000	14,679,275
	8 水道費	170,500	324,384	494,884
6 農林水産業費		4,486,706	150,000	4,636,706
	1 農業費	1,472,087	150,000	1,622,087
7 商工費		11,107,094	76,400	11,183,494
	1 商工費	7,442,340	76,400	7,518,740
11 災害復旧費		3,588,182	7,343,200	10,931,382
	2 農林水産施設 災害復旧費	732,500	1,447,600	2,180,100
	3 土木施設 災害復旧費	2,775,682	5,283,100	8,058,782
	4 教育施設 災害復旧費	60,000	612,500	672,500
歳出合計		358,556,169	10,521,184	369,077,353

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	単独災害復旧事業費 (農道釜ナタ線外222)	千円 698,600
		単独災害復旧事業費 (林道宇津ノ谷線外61)	247,900
	3 土木施設 災害復旧費	単独災害復旧事業費 (主)南アルプス公園線外539)	1,830,000
		単独災害復旧事業費 (吉津出川外327)	1,122,500
	4 教育施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 (清水入江小学校外7)	186,850
		公共災害復旧事業費 (清水第六中学校外7)	302,550
		公共災害復旧事業費 (中吉田学校給食センター)	5,500

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付	千円 73,300	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
住宅災害復旧事業	50,000		(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	
小学校災害復旧事業	80,000	2 借入方法		
中学校災害復旧事業	105,800	普通貸借又は債券発行		
学校給食施設災害復旧事業	1,800	(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
		3 借入時期 令和4年度		
		ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
農業用施設 災害復旧事業	千円 38,000	千円 582,800	千円 620,800
林道災害復旧事業	231,500	307,300	538,800
道路橋りょう 災害復旧事業	1,166,000	2,863,200	4,029,200
河川災害復旧事業	133,300	1,517,800	1,651,100
公園災害復旧事業	50,000	63,600	113,600
体育施設災害復旧事業	39,900	91,300	131,200